



君津市

教職員の働き方改革プラン



君津市教育委員会

令和7年1月 改定

— 目次 —

1	「君津市 教職員の働き方改革プラン」の目的	1
2	教職員の働き方をめぐるこれまでの経緯	2
3	働き方改革プランの性格	3
4	君津市の教職員の働き方改革の目標	4
5	君津市教育委員会の働き方改革の取組	5
(1)	業務改善の推進	5
(2)	部活動の負担軽減	5
(3)	勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制	5
(4)	学校を支援する人材の確保	5
(5)	学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進	6
(6)	方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ	6
6	君津地方四市の各学校における働き方改革の具体的な取組例	6
(1)	業務改善の推進	6
(2)	部活動の負担軽減	8
(3)	勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制	8
(4)	学校を支援する人材の確保	9
(5)	学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進	9
(6)	方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ	10

1 「君津市の教職員の働き方改革」の目的

持続可能な学校運営と君津市の教育の質をさらに高めるために、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整えることで、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現と、子どもたちに向き合う時間を確保することを目的とします。

昨今、グローバル化や急速に発達する情報化、少子高齢化の進行等、社会環境は急激に変化している。それに伴い、教職員の ICT 活用指導力がより一層求められたり、いじめや不登校、子どもの貧困問題などが複雑化、多様化したりと、学校を取り巻く環境も大きく変化している。

こうした中、定期的実施している教職員の勤務実態調査の結果をみると、時間外在校等時間は減少傾向にある一方で、一定の割合で長時間勤務が続いている実態も報告されています。

教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、教職員のウェルビーイングを確保し、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが、教職そのものへの魅力向上や学校教育の充実につながります。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を加速的に進めていくことが必要である。

このため、君津市教育委員会では、このたび「君津市教職員の働き方改革プラン(以下、「プラン」という。)」を改定することで、働き方改革に向けたさらなる総合的な取り組みを実施していくこととした。

具体的には、教職員一人一人が自分自身の勤務実態と業務内容を把握すること等を通して、教職員の意識改革をさらに進めていきます。

また、業務の質的転換及び量的削減、精選を図ることを目的として、「チーム学校」の体制整備に向け、以前より配置してきたスクールサポートティーチャーや心の相談員、特別支援教育支援員、スクール・サポート・スタッフ等のスタッフの充実と拡充に向けた取り組み等を進めていく。

さらに、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めるため、各学校の学校評議員や学校運営協議会委員、市PTA連絡協議会との連携を深め、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら、子どもたちの資質・能力を高めるための学校運営を推進していく。

君津市教育委員会は、本改訂を通して、教職員の長時間勤務の改善に取り組むことを含め、風通しの良い働きやすい職場づくりの構築に努め、本市教育の質のさらなる向上を図っていく。

2 教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組

- 国は平成28年度に「教員勤務実態調査」を行い、多くの教職員が長時間勤務をしている実態が明らかになり、平成31年1月には「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定した。令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」を制定・公布し、各地方公共団体の判断による一年単位の変形労働時間制の選択的導入を可能とするとともに、上記ガイドラインを法的根拠のある「指針」と位置づけることとした。

さらに、国は令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を制定し、同年7月には同指針を改正するとともに、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則」を制定・公布し、時間外在校等時間の上限の原則や一年単位の変形労働時間制の導入についての規定を整備した。

国が令和4年度、6年ぶりに行った「教員勤務実態調査」では、前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日共にすべての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教職員が多い状況が明らかになり、令和5年9月には「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」の提言が示された。

学校に置ける働き方改革の具体的な取組例としては、令和2年から毎年大幅改定を加えている「学校に置ける働き方改革事例集」が令和5年3月に改定されている。

- 千葉県では、平成30年9月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、令和元年5月に一部改訂を行った上で、令和2年3月と令和3年3月、令和6年3月に、国の指針やこれまでの取組に対する成果と課題等を踏まえ、改定を行った。

また、千葉県が平成30年度から実施している「勤務実態調査」の令和5年度の結果によると、「過労死ライン」といわれる1月当たりの正規の勤務時間を80時間超えて在校している教職員の割合は、学校における働き方改革が進むにつれて、徐々に減少傾向にあり、1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員も、全校種の教諭等においては平均で37.2%と令和3年度と比較すると5.2ポイント減少したが、中学校では53.7%と半数以上が45時間を超えている実態が明らかになった。

- 君津市では、令和3年7月に「君津市教職員の働き方改革プラン」を策定し、取り組んできた。令和6年には、策定から3年を経過し見直しの時期にあたること、千葉県の「学校における働き方改革推進プラン」の改定があったことを受け、より実効性が高まるよう本プランの改定を行った。

また、君津市では、令和元年7月から校務支援システムを活用して、教職員の勤務実態を客観的に把握できるよう環境を整備した。令和元年7月から「毎月45時間以上の時間外在校時間の超過勤務者」を調査している。その結果によると、**小学校は全体的に改善傾向にあるが、中学校では、1月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えて在校している教職員は減少傾向にあるものの、1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員が51%いるという実態が明らかになっている。**

<教諭等における在校時間等調査結果> 月80時間以上の超過勤務者の割合

調査実施時期	小学校		中学校	
	千葉県	君津市	千葉県	君津市
R3. 11月	6. 2%	2. 7%	26. 6%	29. 8%
R4. 11月	4. 4%	2. 7%	20. 5%	12. 9%
R5. 11月	2. 7%	0. 9%	17. 7%	13. 6%

<教諭等における在校時間等調査結果> 月45時間以上の超過勤務者の割合

調査実施時期	小学校		中学校	
	千葉県	君津市	千葉県	君津市
R3. 11月	50. 9%	56. 3%	63. 8%	75. 8%
R4. 11月	47. 0%	32. 1%	58. 9%	52. 1%
R5. 11月	39. 9%	27. 2%	53. 7%	51. 5%

3 プランの性格

- 教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や今後の取組の方向性を示すものである。
- 君津市教育委員会は、本プランに基づき、市内小・中学校における教職員の働き方改革を着実に推進する。
- 対象期間は、国の工程表を参考に、概ね3年とする。
- 国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととする。

4 君津市の教職員の働き方改革の目標

持続可能な学校指導・運営体制の構築等を目指すために、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月文部科学省）や「学校における働き方改革推進プラン」（令和6年3月千葉県教育委員会）を参考に、以下の2つの目標を掲げる。

この目標を設定する意図は、目標を実現するための環境づくりや各教職員の意識改革を推進し、具体的な方策や課題店の見直しを行うことにある。

（１）時間外在校時間の上限の設定

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）」が、特別な場合を除き、1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにする。

※ 「時間外勤務」は、休憩時間を除いた校内に在校している在校時間に、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間7時間45分を減じた時間を表している。

（２）教職員の意識改革

- 教職員が心身ともに健康を保ち、持続可能な学校運営と教育の質を高めるために、教職員一人一人が働き方を見直し、限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つとともに、具体的な業務の改善を目指す。各年度目標指数は、下記のとおりとする。

<教職員の意識調査の目標指数>

調査年度	① 子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合		② 勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合	
	千葉県	君津市	千葉県	君津市
R6年度	64%以上	61%	79%以上	85%
R7年度	66%以上	63%	81%以上	87%
R8年度	71%以上	68%	86%以上	90%

※ 「子供と向き合う時間」とは、休み時間に放課後等において、子供たちの様子を観察したり、遊んだり、相談にのったりする時間のことを指す。

なお、本プランは「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、この目標を遵守することのみを求めるものではない。

さらには、この目標の遵守を形式的に行うことを目的として、虚偽の時間の申告を行ったり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増やしたりすることは、本プランの趣旨に反するものであり、厳に慎むこととする。

5 君津市教育委員会の働き方改革の取組

(1) 業務改善の推進

- ①給食費の公会計化の導入
- ②週案の簡略化の提案（コメント廃止、時数管理と授業記録のみ）
 - ・管理規則、服務規程の改正による押印の省略の導入
- ③教育課程の見直し（週あたりの時数変更や冬季日課等）
- ④校務支援システムの有効活用（出席簿、通知表、指導要録 等）
 - ・学校連絡（欠席連絡や便り等）のデジタル化
- ⑤市教育委員会及び学校行事の精選と削減
- ⑥市主催で行う会議の対面とオンラインの併用
- ⑦学校事務の共同実施の推進
- ⑧学校で作成する諸表簿の精選

(2) 部活動の負担軽減

君津市部活動ガイドラインの遵守（原則、朝の部活動練習はなし）
※文化部の活動も準用する。
教育課程の編成による平日部活動時間の持ち方の見直し（冬季）

(3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

- ①年度はじめにおける平日5日間の確保
- ②出勤確認システムによる教職員の勤務時間について正確な把握
- ③夏季休暇の完全取得、年次休暇の取得の推進
- ④長期休業期間中に、学校閉庁日を設定
- ⑤記念日休暇の取得促進を行う。
- ⑥教職員の時間外在校等時間の上限を市教育委員会規則（市管理規則）に定める。
- ⑦全小・中学校に自動音声応答機能付き電話機（システム電話）を設置し、夜間や週休日等の電話対応は行わない環境を整備する。

(4) 学校を支援する人材の確保

- ①児童生徒の教育活動を支援する市雇用職員の配置
 - *きみつっ子サポーター（サポートティーチャー、サポートスタッフ）
 - *図書館司書補助員 *特別支援アドバイザー *ALT
 - *ICT支援員 *スクール・ソーシャル・ワーカー
- ②保護者・教職員の教育支援として、さわらび相談・ほほえみ相談室の設置
- ③スクール・サポート・スタッフ等の配置により、教職員の業務をサポート
（※県へ全校配置の維持を要望）

(5) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

- ①さわやかスクールボランティア等、学校を支援する人材を積極的に募集
- ②学校を支える関係団体とのさらなる連携
- ③保護者等への理解や働きかけ
 - ・年度初めの文書通知（学校の電話の取扱、閉庁日）

(6) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

- ①市教育委員会の重点目標・施策に、働き方に関する視点を定め、教育委員会全体で取り組むとともに、PDCAサイクルを構築する。
- ②人事評価制度の項目に必ず「業務改善」の項目を設定することにより、具体的な行動目標と進行管理により本プランの推進を図る。

6 君津地方4市の各学校における具体的な取組事例

(1) 業務改善の推進について（中学校は部活動を含む）

No	項目	取組事例
1	諸表簿	■提出書類等の簡略化 ・教科経営案、復命書（児童生徒の引率・県外出張は除く）、旅行届の廃止 ・学級経営案 6年間をA3 1枚に集約（小学校） 「学級経営案」を「目標申告」に代える ・週案は授業進度等について記入するが、コメント欄の記入は強制しない ・校務支援システムの活用 ・通知表の総合所見を学年末の1回にした ・通知表の発行を年間2回 ・成績処理日の設定
2	諸表簿	■週案の隔週提出 ・2グループに分けて、隔週の提出 ・管理職等のコメントは、ローテーションで1名とする
3	諸表簿	■行事予定、下校時刻の通知の一本化 ・統一各学年（学級）で出す便りの下校時刻や行事予定をなくし、学校からの便りで統一した

4	研 修	■金曜日課の創設と校内研修の工夫 ・金曜日課は清掃をカットし15分早く児童を下校させ、研修時間を確保 ・年間の回数を見直し、自主研修 ・官制研修（初任研、フォローアップ研修、中堅研修など）の活用
5	研 修	■校内研修の効率化 ・指導案検討は行わない。各自の希望により講師を招聘し、個人的に相談する ・研究紀要は発行しない ・授業研は近隣の学校に公開し、授業研究会を行った甲斐が実感できるようにする
6	行事精選	■募集作品の精選 ・夏休みの作品募集について大幅なカットをする
7	行事精選	■運動会の見直し ・運動会を半日開催に短縮し競技の見直しを行う
8	行事精選	■陸上練習の効率化 ・朝練習の廃止 ・日課表を組み直し、4～6年の合同体育を6校時に組み入れて陸上の練習を行う（小学校）
9	行事精選	■家庭訪問の実施形態変更 ・全家庭を訪問しての保護者との面会を廃止し、生徒の自宅住所の確認を目的とし、面会希望者のみ訪問、面会実施に変更
10	デジタル化	■学校評価アンケートのデジタル化
11	デジタル化	■デジタル採点システムの導入（有料）
12	デジタル化	■職員会議の資料の電子化 ・資料をPDFにして職員用校務パソコンから閲覧できるようにした
13	日課時程	■日課時程の工夫 ・小学校の週指導時数を29時間から28時間にする ・休み時間の短縮（10分→5分） ・朝読書や清掃・休み時間等を見直し、冬季5時間にして部活動の時間を確保しつつ授業時間も確保する（中学校） ・月末は事務処理が多いので毎月最終日の下校時刻を早める
14	指導体制	■5，6年生の教科担任制 ・学級担任が学年分（3学級）の教科を1教科担当
15	事業仕分	■事業仕分け会議の実施 ・複数の少人数グループで校内の事業について、話し合い、各グループが提案

16	養護教諭	■朝の早い時間帯でやっていた校舎内の見回り ・トイレトーパー補充や窓開けのための見回りをできるタイミングに変更
17	養護教諭	■使い捨てのものを使用 ・視力検査の斜眼子・歯科検診の歯鏡・耳鼻科検診の舌圧子
18	養護教諭	■保健だよりを連絡があるときのみ発行 ・月1回発行ではなく、連絡があるときのみ発行している ■スクール・サポート・スタッフの活用 ・健康診断表への入力補助や確認
19	事務職員	■各種マニュアルの作成や見直し ・学校徴収金マニュアル ・教員向け事務処理マニュアル ・事務職員向けマニュアル
20	事務職員	■PCの事務共有フォルダの作成
21	事務職員	■修学旅行積み立ての廃止 ・就学旅行業者へ直接振り込み ■学校徴収金の会計報告 ・保護者宛の会計報告を「毎学期末」→「年度末」1回に変更

(2) 部活動の負担軽減

No	項目	取組事例
1	取組時間	■ノー部活デーを週設定の他、さらに月1回の実施
2	取組時間	■部活動（朝練習）の見直し ・冬季の朝練習を実施しない。 ただし、大会を控えている場合は、保護者の同意を得て、顧問が校長に申請し、活動を許可する
3	取組時間	■部活動平日2日朝放課後練習なし

(3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

No	項目	取組事例
1	意識改革	■働き方改革推進委員の任命

2	意識改革	■退勤予定時刻の視覚化 ・ 定時退勤の予定日を出勤札にマグネットにより視覚化することで、本人の意識を高めるとともに、他職員にも伝えることで業務支援につなげ、定時退勤を実行 ・ 自分の業務を計画的に進める意識を持ち、メリハリをつけた働き方を行う
3	取得促進	■年休を計画的に取得 ・ 学年内で月や週を決めて取得
4	取得促進	■夏季休業中の職員出勤日をなくす
5	時間外勤務抑制	■勤務時間外の電話の取扱い ・ 保護者宛て文書にて、勤務時間の周知 「本校職員の勤務時間は、8:00～16:30 です。本校は、働き方改革を進め、ご家庭・地域の皆様とともに、より質の高い教育の推進に努めます」
6	養護教諭	■養護教諭の不在を提示 ・ 資料の養護教諭不在 Ver.や消毒等も養教不在時のものを必ず提示して、いつでも休めるようにしてある

(4) 学校を支援する人材の確保

No	項目	取組事例
1	ボランティア	■草刈りボランティア募集
2	ボランティア	■ボランティア活動の推進 ・ 改めて学校支援ボランティアを保護者、地域に募集した

(5) 学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進

No	項目	取組事例
1	連絡方法	■電話連絡の改善 ・ 保護者への電話連絡は勤務時間内に行う。仕事中で出られない保護者にも早い時間に連絡して携帯電話に着信を残すことで、折り返しの連絡をしてもらう
2	連絡方法	■電子メール・SNSの活用 ・ PTA活動について、メールやSNSで企画や運営を行う

3	P T A	■P T A役員会議の見直し ・回数を減らし、時間を短縮する
4	デジタル化	■P T A総会の書面開催 ・総会資料はホームページに掲載
5	地域 学校 連携	■登校時の見守りの役割分担 ・P T Aや地域の方々が立つ場所については職員が重ねて立つことをせず任せる
6	地域 学校 連携	■資源回収合同実施 ・学区の中学校と合同で資源回収を実施
7	地域 学校 連携	■登校指導の改善 ・P T Aと一緒にいていたが、協力を依頼し、登校指導はP T Aだけの実施とした。勤務時間内の下校指導の強化へつなげた
8	養護教諭	■学校医との連絡
9	養護教諭	■中学校区で合同開催 ・中学校区での学校保健委員会を開催した。開催にあたって、時間内に会議を持つことができた

(6) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

No	項目	取組事例
1	P D C A	■学校の重点目標・経営方針に働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともに PDCA サイクルを構築する（校長） ・重点目標・経営方針に働き方改革の視点 ・年度末までに点検・評価・見直し ・全教職員に内容を周知
2	項目設定	■学校経営方針や目標申告の項目に、必ず「業務改善」の項目を設定し、働き方改革の具体的な成果が得られるよう取組を推進するとともに、教職員一人一人の「意識改革」を図る（校長）
3	視点設定	■重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに働き方に関する視点を盛り込む（教職員）

※取組等の詳細については、君津市教育委員会にお問い合わせください

【連絡先】 君津市教育委員会 学校教育課
電話 0439-56-1406